

勤務条件通知書

*** ** 様（職員番号：@@@@@@）		令和@年@月@日
(所在地) 川越市元町1-3-1 (任命権者) 川越市教育委員会		
任用根拠	パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）	
任用期間	令和@年@月@日から令和@年@月@日まで (採用から1月は条件付となり、その期間を良好な勤務ができない場合には、正式採用されないことがあります。また、1月に15日の勤務日数が無い場合には、15日の勤務日数に至るまで条件付の期間を延長することとなります。なお、正式採用されることとなった場合に、改めての通知はしません。) ※同一会計年度内において、任期を更新する場合があります。	
再度の任用	選考又は競争試験等の能力の実証を行った上で、再度任用する場合があります。（再度の任用の回数に上限はありませんが、臨時的任用職員、非常勤特別職の職員等の任用期間を通算して5年を超えたとしても、無期の任用への転換申込みはできません。）	
勤務場所	学校教育センター（派遣校：****学校、****学校）	
業務の内容	次に掲げるとおりとする。 (1) 小学校における外国語活動並びに小学校、中学校及び高等学校における外国語科授業の補助 (2) 課外活動への協力及び指導 (3) 英語補助教材の作成及び英語スピーチコンテストへの協力 (4) 教職員等への研修活動の補助 (5) 国際交流関係事務 (6) 職員又は地域住民に対する語学指導及び国際交流活動への協力 (7) その他、教育委員会が必要と認めた事務	
勤務日、勤務時間等	月曜日から金曜日 午前8時25分から午後4時10分（休憩時間：学校長が定める45分間） ※上記の他、時間外勤務や休日勤務を行う場合があります。	
勤務しない日	・ 週休日（土曜日、日曜日） ※但し、他の勤務日への振替が行われる場合があります。 ・ 国民の祝日に関する法律による休日 ・ 休日の代休日 ・ 年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）	
休暇・休業等	1 年次有給休暇の付与日数 @@日に、任用開始前3月以内に川越市または川越市教育委員会の職員として任用された場合にあっては、直前の任用期間の末日における年次有給休暇の残日数（半日に満たない時間は切り捨てる。上限は直前の任用期間における1週間あたりの勤務日数に応じた年次有給休暇の付与日数。）を加えた日数（上限は40日）。 ※1日又は時間による取得が可能です。 ※引き続き任用されることとなる場合には、今回の任用期間の末日において取得していない残日数（半日に満たない時間は切り捨てる）を新たに付与する年次有給休暇に加えて付与されます。	

	<p>2 その他の休暇等 ※取得が可能な休暇等については別紙のとおりです。</p>								
給 与	<p>1 報酬（時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬を除く。） 報酬月額（@@@, @@@）円 ※上記の報酬日額は、川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条第2項の規定等により決定しております。</p> <table border="1" data-bbox="359 504 1088 613"> <thead> <tr> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> <th>4年目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>280,000円</td> <td>300,000円</td> <td>325,000円</td> <td>330,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬の額又は計算方法 (1) 時間外勤務 正規の勤務時間以外に勤務した時間(1日当たり7時間45分、1週間当たり合計38時間45分に達するまでの時間外勤務については、その勤務時間外の時間数に、勤務1時間当たりの報酬額に100/100を乗じて得た額を乗じて支給するとともに、その時間数の算定上、次の区分の対象外とする)につき、次の区分ごとに定める額を乗じて支給する。 【月60時間以内】 勤務1時間当たりの報酬額に、125/100, 135/100(午後10時から翌日の午前5時までは、150/100, 160/100)の割合を乗じた額 【月60時間超】 1時間当たりの報酬額に、150/100(午後10時から翌日の午前5時までは、175/100)の割合を乗じた額 (2) 休日勤務 休日に正規の勤務時間中に勤務した時間につき、次の額を乗じて支給する。 勤務1時間当たりの報酬額に、135/100(午後10時から翌日の午前5時までは、160/100)の割合を乗じた額 (3) 夜間勤務 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務した時間につき、次の額を乗じて支給する。 勤務1時間当たりの報酬額に、25/100の割合を乗じた額</p> <p>3 諸手当の額又は計算方法 (1) 期末手当：支給しない (2) 退職手当：支給しない。</p> <p>4 費用弁償（通勤に要する費用） 【週5勤務の場合】 月額55,000円を上限に、正規職員の通勤手当に準じて支給されます。</p> <p>5 支給日 当月締め・翌月21日払い ※ただし、21日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合には、その前日に支給。</p> <p>6 支払方法：指定口座への振込み</p> <p>7 給与支払時の控除：社会保険料、雇用保険料、所得税*</p>	1年目	2年目	3年目	4年目以降	280,000円	300,000円	325,000円	330,000円
1年目	2年目	3年目	4年目以降						
280,000円	300,000円	325,000円	330,000円						

	<p>※所得税は3年目から控除</p> <p>8 昇給の有無 無し</p> <p>※ただし、再度の任用時の初任給決定において、一定の基準により、考慮することがあります。</p>
退職に関する事項	<p>1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。</p> <p>2 自己都合退職の手続(退職する14日以上前に届け出て下さい。退職の発令をもって退職します。)</p> <p>3 免職の事由及び手続 (1) 分限免職(地方公務員法第28条第1項) 次の場合のいずれかに該当するときは、免職される場合があります。 ① 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合 ② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ③ ①及び②のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 ④ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 (2) 懲戒免職(同法第29条第1項) 次の場合のいずれかに該当するときは、免職される場合があります。 ① 法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合</p> <p>4 定年制の有無 無し</p> <p>5 その他の離職事由 ・死亡した場合 ・地方公務員法第16条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当する場合</p>
服 務	<p>任期中、以下の義務を負い、下記の義務に違反する場合には、懲戒処分等とされることがあります。</p> <p>(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)</p> <p>(2) 信用失墜行為の禁止(同法第33条)</p> <p>(3) 秘密を守る義務(同法第34条)</p> <p>(4) 職務に専念する義務(同法第35条)</p> <p>(5) 政治的行為の制限(同法第36条)</p> <p>(6) 争議行為等の禁止(同法第37条)</p> <p>(7) 営利企業への従事等の制限(同法第38条)</p> <p>兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている場合には、速やかに所属課に届け出て下さい。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。</p>
そ の 他	<p>1 社会保険に関する事項 (協会けんぽ・厚生年金)</p> <p>2 雇用保険に関する事項 (加入あり)</p>

	<p>3 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 公務上の傷病については、「川越市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」により補償されます。</p> <p>4 安全及び衛生に関する事項 健康診断、ストレスチェック等 ※1週間の勤務時間が19時間以上であり、健康診断等実施期間中も雇用が見込まれる場合には対象となります。</p> <p>5 休職に関する事項 次の場合のいずれかに該当するときは、「休職となる場合があります(地方公務員法第28条第2項)。 ・心身の故障のため、長期の休養を要する場合 ・刑事事件に関し起訴された場合</p>
--	--